

1 全体事項

本事業は、本格的な人口減少社会を迎える中であって、新たに大規模な住宅地を開発するものであることから、従来の環境配慮にとどまらず、今後のモデルとなるような持続可能なまちづくりを目指すとともに、その旨を事業の目的や方針として環境影響評価書に示すこと。

2 個別事項

(大気環境)

(1) 工事中の重機の稼働による大気質への影響について、二酸化窒素の最大着地濃度が「仙台市環境基本計画」の定量目標値と同程度と予測され、また、その出現地点の近くに民家が存在していることから、必要に応じて適切な対応を検討すること。

(2) 工事中の重機の稼働による振動影響を低減するための環境保全措置として、低振動型重機を採用することとしているが、他の事業において低振動型重機を採用することができなかった事例が相次いでいることから、実現の可能性について確認すること。

また、供用後の道路交通騒音を低減するための環境保全措置として、利用促進を図っている電気自動車について、その効果を確認すること。

(水環境)

(3) 既存文献調査において対象事業計画地内に湧水が確認されていることから、本事業による湧水への影響について予測・評価すること。

(4) 供用後は現況に比べて対象事業計画地内の雨水の地下浸透量が減少すると予測されていることから、本事業による下流河川への影響について、地表水のみならず地中水も考慮した上で、可能な限り定量的に予測するとともに、雨水浸透施設の整備を検討すること。

(5) 本事業による地下水への影響を低減するための環境保全措置として、対象事業計画地周辺の井戸の利用状況等についてヒアリングを実施し、必要に応じて適切な対策を講じることとしているが、井戸には災害発生時の身近な水源としての役割が期待されていることから、普段の利用状況に限らず、災害時の利用の可能性も考慮しながらヒアリングを実施するとともに、ヒアリング結果並びにその結果に応じた対策の内容を環境影響評価書に記載すること。

(土壌環境)

(6) 本事業の造成による法面の安定性は確保されると予測しているものの、流れ盤構造の切土法面は斜面崩壊の危険性があることから、切土断面の地質構造を確認すること。

(植物)

(7) 代償措置として移植を計画している注目すべき植物種については、種によって移植に適した時期や場所が異なることから、詳細な移植計画を立案の上、着実に実施すること。